

1 本校の基本理念

本校では、豊かな情操を養い、人間尊重を基として行動できる自己確立を目指し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度や道徳心など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養成している。

そこで、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないように、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめ防止のための基本姿勢

- ・「いじめ」は、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうることを踏まえる。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。また、法の対象となる「いじめ」に該当するか否かの判断は、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる重要なものなど、直ちに警察に通報することが必要なものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、警察と連携した対応を取る。

3 組織

いじめ防止対策委員会：委員長（教頭）、主幹（生徒指導部長）

委員（学年主任、養護教諭、生徒指導部1名、教務部1名）

※必要に応じて、当該HR担任、当該部活動顧問等、外部有識者（本校スクールカウンセラー等）を含む

4 具体的な取組

（1）未然防止

ア 校内の連携・研修

- ・教育相談委員会、教育相談連絡協議会、特別支援教育委員会との連携
- ・学年会及び学年別教科連絡会議の定期的実施、委員会主体のケーススタディ研修の実施

イ 教育相談体制の充実

- ・担任等による面談の実施
- ・養護教諭による健康相談の実施
- ・スクールカウンセラーの活用

ウ 生徒が主体となった活動

- ・いじめ根絶に対する意識啓発活動
- ・リーダー研修会等の参加

エ 各種通信による啓発

オ 関係機関による講演等の実施

カ 日常の教育活動（授業、特別活動、部活動等）を通じた豊かな心の育成

- ・アセスの活用
- ・SGEの実施（新入生対象）
- ・ピア・サポートプログラムの実施
- ・学校行事内の活動における連合制（縦割り）の取組

キ 保護者との連携

- ・地区別懇談会や三者面談等の定期的実施

（2）早期発見・解決

ア いじめの調査等

- ・定期的なアンケート調査の実施

イ 教育相談体制の充実

- ・担任等による面談の実施
- ・養護教諭による健康相談の実施
- ・スクールカウンセラーの活用

ウ インターネットに係る対策

- ・ネットパトロール委託業者から提供される情報への対応
- ・本校職員によるネットパトロールの定期的実施

エ いじめの事案が確認された場合の対応

- ・関係生徒への迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）
 - ・いじめを受けている生徒に対する支援
（共感的な理解と対応、安心できる環境の確保、長期的な相談支援、人間関係の構築、修復、維持に係る指導など）
 - ・いじめを行った生徒に対する指導
（相手の立場＜苦しみ＞を理解させる指導、自身の行為を内省させる指導、人間関係の構築、修復、維持に係る指導など）
 - ・関係集団への対応
（いじめを受けている生徒の立場＜苦しみ＞を理解させる指導、はやし立てるまたは、黙認する行為を内省させる指導、人間関係の構築、修復、維持に係る指導など）
 - ・保護者への対応
（事実の正確な伝達と、保護者の心情や要望を十分にうかがった上で、学校の指導方針や解決策について説明し、連携・協力して根本的な解決を図る）
 - ・関係機関との連携
（生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、関係機関との連携が必要なものは、早期に相談・通報の上、十分な連携を図る）
- ※関係生徒の個人情報については、その取扱に十分留意し、適切な支援・指導を行う。

5 重大事態への対応

重大事態とは

いじめの重大事態については、北海道いじめ防止基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教育委員会に報告するとともに、道教育委員会附属機関北海道いじめ問題審議会の調査に協力する。

6 いじめ防止基本方針の点検・見直しについて

いじめ防止基本方針の点検・見直しについては、いじめ防止対策委員会が随時点検・見直しを行う。なお、修正等が必要な場合は、いじめ防止対策委員会が中心となり原案を作成し、生徒・保護者・地域住民から意見を募る。

※「いじめ防止対策推進法」（平成２５年９月２８日施行）より一部抜粋
（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２ この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

３ この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４ この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

２ 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。

３ 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

４ 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

※いじめの「内容」「要因」「解消」について 北海道いじめ防止基本方針より一部抜粋

イ いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

ウ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

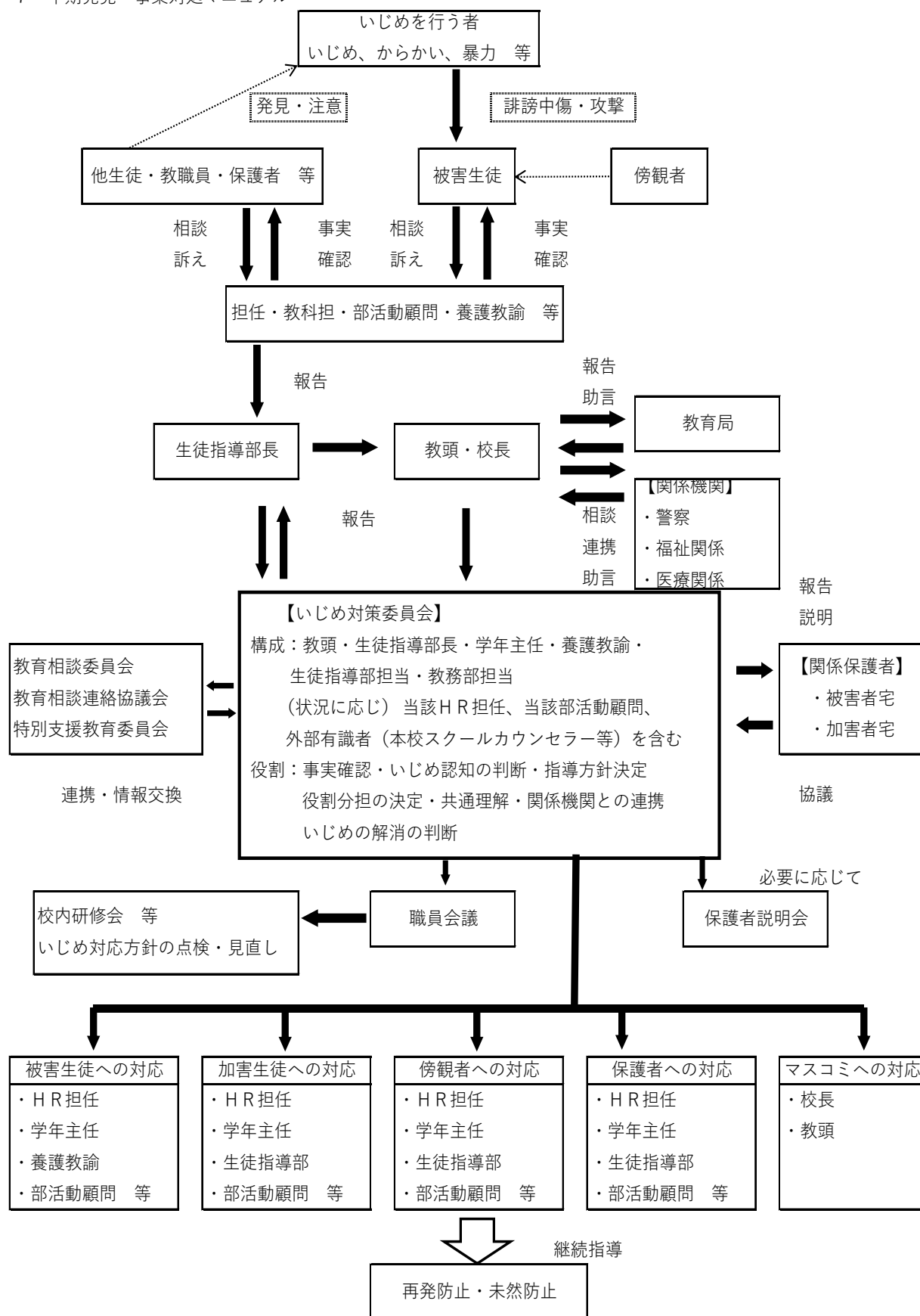
② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 早期発見・事案対処マニュアル



8 いじめ防止教育の年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、組織体制の確立と同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組んでいく。

	4 月	5 月	6 月	7 月
会議等	事案発生時・緊急対応会議開催			
	○いじめ対策委員会 ・指導方針確認 ・指導計画立案 ・保護者向け啓発	○職員研修	○いじめ対策委員会 ・いじめアンケート 内容確認	○学校評議員会 ・年度方針説明 ・指導計画説明
防止対策	○HR 集団づくり ○SC 訪問 ○宿泊研修（1 年）	○SC 訪問	○いじめアンケート ○SC 訪問 ○教育相談週間 ○ASSESS ○PT 会議	○SC 訪問

	8 月	9 月	10 月	11 月
会議等	事案発生時・緊急対応会議開催			
		○いじめ対策委員会 ・いじめアンケート 内容確認		○いじめ対策委員会 ・いじめアンケート 内容確認
防止対策	○SC 訪問	○いじめアンケート ○SC 訪問 ○教育相談週間 ○PT 会議	○SC 訪問	○いじめアンケート ○SC 訪問 ○教育相談週間 ○ASSESS

	12 月	1 月	2 月	3 月
会議等	事案発生時・緊急対応会議開催			
		○いじめ対策委員会 ・いじめアンケート 内容確認	○職員研修	○いじめ対策委員会 ・評価、改善 ○学校評議員会 ・年度報告
防止対策	○SC 訪問 ○PT 会議	○いじめアンケート ○SC 訪問	○SC 訪問	○SC 訪問

※SC＝スクールカウンセラー、PT＝パートナーティチャーの略
ASSESS＝生徒の「学校適応感」をアセスメントするための検査